

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
分担研究報告書

身体障害者補助犬の使用を希望する障害者への情報提供に関する研究

研究代表者	清野 絵	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 室長
研究協力者	飛松 好子	国立障害者リハビリテーションセンター 顧問
研究協力者	石川 浩太郎	国立障害者リハビリテーションセンター 医長
研究協力者	菊地 尚久	千葉県千葉リハビリテーションセンター センター長
研究協力者	田中 雅之	名古屋市総合リハビリテーションセンター 自立支援部長
研究協力者	渡邊 学	東京大学 特任教授

研究要旨

ニーズや適性のある障害者に身体障害者補助犬のサービスが適切に提供されるよう潜在的な者を含む補助犬の使用を希望する障害者への情報提供の実態を明らかにすることを目的として、文献調査および都道府県のホームページにおける情報提供体制の調査を行った。文献調査の結果、障害者への補助犬や手続きについての情報提供が充分でない、理解促進や普及啓発の取組が少ないという制度の入口の課題が示唆された。都道府県の情報提供体制の調査の結果、補助犬、使用希望者への説明、育成事業、相談窓口という基本情報について記載がない都道府県があり、障害者に必要な情報が十分に提供されていない課題が明らかになった。さらに、補助犬の相談窓口は都道府県によって異なっており、また自治体ではなく訓練事業者が窓口となっている場合があった。相談窓口で提供されている情報や対応に差がある可能性が示唆された。今後、都道府県における補助犬やその利用手続の情報提供、潜在的な使用希望者への補助犬の普及啓発について基礎的な情報提供の内容やあり方を検討していくことが期待される。

A. 研究目的

障害者の社会参加や自立を促進するための身体障害者補助犬（以下、補助犬）のサービスが効果的に運用されるためには、補助犬のニーズや適性のある障害者に適切にサービスが提供される必要がある。そのためには、補助犬に関する事業やサービス、潜在的な者を含む補助犬の使用を希望する障害者に対する情報提供が適切に実施されている必要がある。本研究では、ニーズや

適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるよう補助犬の使用を希望する障害者への補助犬の事業や行政手続きの情報提供の実態を明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

1. 文献調査

補助犬の事業や障害者への情報提供について、国内の文献を網羅的に調査し、その

事業の実態と課題を整理した。

2. 都道府県の情報提供体制の調査

都道府県の公式ホームページ(以下、HP)における、補助犬に関する情報提供の実態を調査した。具体的には、「補助犬に関する項目の記載の有無とその内容」「補助犬の使用希望者への項目の記載の有無とその用語」「補助犬の育成事業の記載の有無とその用語」「補助犬に関する相談窓口の記載の有無」「補助犬に関する相談窓口の担当先」について調査を行った。なお、予備調査を行ったところ、都道府県のHPから補助犬に関する記述を探すにはページの階層が深く探すのが困難であったため、都道府県のHPのホーム画面にあるキーワード検索で、キーワードを「補助犬」として検索を行うこととした。

(倫理面への配慮)

本研究は、個人情報を対象としていないため、倫理面への配慮が必要な研究には該当しない。

C. 研究結果

1. 文献調査

補助犬の運用については、2002年に「身体障害者補助犬法」が施行され、現在は都道府県で「地域生活支援事業」における「身体障害者補助犬育成事業(以下、育成事業)」として実施されている(厚生労働省)。そして、補助犬を利用するには申請を都道府県知事に行い、都道府県による費用助成の決定後、給付を受けることになっている(厚生労働省)。

しかし、いまだ「利用者自らが訓練事業者に問い合わせをしている」「行政や病院等

の担当者の認識が低く、潜在的な利用者への補助犬の紹介等がなされていない」等の制度の入口における課題が指摘されている(みずほ情報総研株式会社, 2019)。さらに、「地域生活支援事業」については、補助犬の受け入れや障害のない人への理解促進や啓発活動については報告されているものの(日本補助犬情報センター, 2019・社会システム株式会社, 2020)、障害者についての報告はほとんどない。

日本補助犬情報センター(2019)の調査では、補助犬に関する理解促進・普及啓発の実施状況は、理解促進事業の実施は23%、啓発活動は83%、ニーズならびに供給体制の把握事業は26%、連携体制の取組は4%であった。啓発活動以外の取組は少なく、また取組の主な対象は障害のない一般市民であり、障害者に対する理解促進・普及啓発はさらにそのなかのごく一部であった。したがって、現状では、本来は補助犬が適応となる障害者に、補助犬の使用を検討するための情報が届いていない可能性が考えられる。そのため、今後は、自治体の障害者に対するそれらの取組の実施率や、取組が実施できていない場合の要因、積極的な取組を行っている自治体の好事例を把握することが期待される。それにより、課題解決のための提言や情報提供、自治体を実施することが望ましい基本的な障害者に対する理解促進・普及啓発のあり方を示すことができる可能性がある。

2. 都道府県の情報提供体制の調査

結果を表1～5に示す。

(1) 補助犬に関する項目の記載の有無と

その内容

都道府県のうち HP に補助犬に関する何らかの項目の記載があったのは 46 ケ所、記載がなかったのは 1 ケ所であった。なおここでは、補助犬に関する情報のトップページについて調査した。記載があった項目の内容は、多いものから順に次のとおりであった。「補助犬に関するもの」が 23 ケ所であった。記載内容は「補助犬について」「補助犬とは」であった。次に、「『身体障害者補助犬法』に関するもの」が 5 ケ所であった。次に、「補助犬の貸与・育成・給付に関するもの」が 4 ケ所であった。記載内容は「身体障害者補助犬給付事業」「補助犬の貸与について」であった。次に、「補助犬の使用者の募集に関するもの」が 4 ケ所であった。記載内容は「補助犬の使用者の募集」「補助犬貸与希望者の募集」「補助犬育成事業に係る給付候補者の募集」であった。次に、「補助犬の相談窓口に関するもの」が 2 ケ所であった。次に、「Q&A に関するもの」が 2 ケ所であった。記載内容は「補助犬をあっせんしてほしい」「障害者が補助犬の貸与を受けるにはどうすればよいか」といった質問への回答であった。次に、「補助犬の普及啓発に関するもの」が 2 ケ所であった。記載内容は「盲導犬に関するリーフレット」「補助犬啓発 DVD の貸し出し」であった。次に、「補助犬給付式に関するもの」が 1 ケ所、「行政の業務に関するもの」が 2 ケ所であった。

(2) 補助犬の使用希望者への項目の記載の有無とその用語

都道府県のうち HP に補助犬の使用希望者への説明に関する記載があったのは 22

ヶ所、記載がなかったのは 25 ケ所であった。記載があった項目の用語は、多いものから順に次のとおりであった。「貸与・給付・貸付・あっせん」のいずれかに該当するものが 16 ケ所であった。次に、「利用希望・利用方法」のいずれかに該当するものが 2 ケ所であった。次に、「使用・使用者」のいずれかに該当するものが 2 ケ所であった。次に、「受給者・給付者・給付希望者」のいずれかに該当するものが 2 ケ所であった。

(3) 補助犬に関する事業の記載の有無とその用語

都道府県のうち HP に補助犬に関する何らかの事業の記載があったのは 16 ケ所、記載がなかったのは 31 ケ所であった。記載の用語は、多いものから順に次のとおりであった。「育成事業・育成事業補助金・育成貸与事業」のいずれかに該当するものが 7 ケ所であった。次に、「給付事業・給付」のいずれかに該当するものが 4 ケ所であった。次に、「衛生管理支援事業」が 1 ケ所、「補助犬健康管理助成事業」が 1 ケ所、「育成・給付」が 1 ケ所「クラウドファンディング」が 1 ケ所であった。

(4) 補助犬の使用希望者への相談窓口の記載の有無と担当先

都道府県のうち HP に補助犬の相談窓口について明確な記載があったのは 16 ケ所、明確な記載がなかったのは 31 ケ所であった。相談窓口の担当先は、多いものから順に次のとおりであった。「都道府県の障害福祉課」が 8 ケ所であった。次に、「都道府県の障害福祉課・市町村の障害福祉担当窓口の並記」「育成事業者・訓練事業者」がそれ

ぞれ3ヶ所であった。次に、「都道府県の障害者社会参加推進センター」「都道府県の障害者団体連合会」がそれぞれ2ヶ所であった。次に、盲導犬について「都道府県の盲導犬協会」が1ヶ所、身体障害者更生相談所が1ヶ所であった。

D. 考察・結論

文献調査の結果、補助犬の運用は都道府県で「地域生活支援事業」における育成事業として実施されていた。しかし、補助犬の使用希望者である障害者への補助犬や手続きについての情報提供が充分でなかったり、理解促進や普及啓発の取組も少なく、制度の入口に課題があることが示唆された。したがって、現状では、本来は補助犬が適応となる障害者に、補助犬使用を検討するための情報が届いていない可能性がある。そのため、今後は、自治体の障害者に対する情報提供の実態や、積極的な取組を行っている自治体の好事例を把握することが期待される。それにより、自治体を実施することが望ましい基本的な障害者に対する情報提供や理解促進・普及啓発のあり方を示すことができる可能性がある。

都道府県のHPにおける情報提供体制の調査の結果、補助犬、使用希望者への説明、育成事業、相談窓口という基本情報について記載がない都道府県があることが明らかになった。具体的には、都道府県のうち補助犬に関する項目の記載がなかったのが1ヶ所、補助犬の利用希望者への項目の記載がなかったのは25ヶ所、補助犬の育成事業の記載がなかったのは31ヶ所、補助犬の相談窓口について明確な記載がなかったのは31ヶ所であった。

補助犬に関する項目の記載内容は、「補助犬に関するもの」が23ヶ所と最も多かった。他は、「『身体障害者補助犬法』に関するもの」「補助犬の貸与・育成・給付に関するもの」「補助犬の使用者の募集に関するもの」「補助犬の相談窓口に関するもの」等多様であった。また、補助犬給付式の紹介や、行政の業務の一部として簡単に紹介しており、潜在的利用希望者や利用希望者に必要な情報が十分に整理、提供されていない可能性が考えられた。

補助犬の使用希望者への項目の用語は、「貸与・給付・貸付・あつせん」が16ヶ所で最も多く、他は、「利用」や「使用」、「給付」に関連する用語が用いられていた。利用希望者への情報について都道府県により説明や用語が多様であることが示唆された。

補助犬に関する事業の項目の用語は、「育成事業」に関連するものが7ヶ所で最も多く、他は「育成や給付」「衛生管理支援事業」「補助犬健康管理助成事業」「クラウドファンディング」であり、都道府県により独自の事業がある可能性が示唆された。

補助犬の相談窓口の担当先は、「都道府県の障害福祉課」が8ヶ所で最も多かった。他は、「都道府県の障害福祉課・市町村の障害福祉担当窓口の並記」「都道府県の障害者社会参加推進センター」「都道府県の障害者団体連合会」「都道府県の盲導犬協会」「身体障害者更生相談所」等、と都道府県によって異なっていた。また訓練事業者が相談窓口になっている場合が見られた。相談先が多様であるため、相談者への対応や情報提供の内容に差がある可能性がある。また、訓練事業者が相談先となっていることについては、潜在的利用希望者の適性の評価や

手続き上の課題が生じていないか、実態を把握して対応を検討する必要があると考える。

2002年に補助犬法が施行されてから20年近く経過しているが、いまだに潜在的なものを含む補助犬の使用を希望する障害者への情報提供に課題があり、適性や必要のある障害者へ補助犬のサービスが提供できていない可能性が示唆された。今後、都道府県の「地域生活支援事業」における補助犬の利用手続の情報提供や、潜在的な使用希望者への補助犬の普及啓発について基盤となる基礎的な情報提供の内容やあり方を明らかにしていくことが期待される。

E. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

- 1) 清野絵. 身体障害者補助犬を使用する障害者の需要推計方法の検討と試算. シンポジウム. 日本身体障害者補助犬学会第13回学術大会. 2021. 11. 21. (オンライン)

F. 知的財産権の出願・取得状況

該当なし

G. 引用文献

1. 厚生労働省. 身体障害者補助犬の概要・利用方法. (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/gaiyo.html>, 2022. 5. 19.)
2. みずほ情報総研株式会社 (2019) 身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究報告書, みずほ情報総研株式会社. (<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000521734.pdf>, 2022. 5. 19.)
3. 日本補助犬情報センター (2019) 2017 (平成 29) 年度身体障害者補助犬育成促進事業等実施実態調査結果, 日本補助犬情報センター.
4. 社会システム株式会社 (2020) 身体障害者補助犬の普及・啓発のあり方に関する調査研究, 社会システム株式会社. (<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000653482.pdf>, 2022. 5. 19.)

表1. 都道府県ホームページにおける補助犬に関する項目の内容

補助犬についての項目の内容	例	該当数
補助犬に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬について ・補助犬とは 	23
「身体障害者補助犬法」に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・「身体障害者補助犬法」について 	5
補助犬の貸与・育成・給付に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者補助犬給付事業 ・補助犬の育成・給付 ・補助犬の貸与について 	4
補助犬の使用者の募集に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬の使用者募集 ・補助犬貸与希望者の募集 ・補助犬受給者の募集について ・補助犬育成事業に係る給付候補者の募集 	4
補助犬の相談窓口に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬相談窓口のご案内 ・補助犬に関する相談窓口 	3
Q&Aに関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・よくあるお問い合わせと回答：補助犬をあっせんしてほしい。 ・Q：障害者が補助犬の貸与を受けるにはどうすればよいか。 	2
補助犬の普及啓発に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・盲導犬に関するリーフレット ・補助犬啓発 DVD の貸し出し 	2
補助犬給付式に関するもの	—	1
行政の業務に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉のしおり ・福祉保健所の業務概況等 	2
記載なし	—	1

表2. 都道府県ホームページにおける補助犬の使用希望者への項目の用語

補助犬の使用希望者への項目の用語	該当数
貸与・給付・貸付・あっせん	16
利用希望・利用方法	2
使用・使用者	2
受給者・給付者・給付希望者	2
記載なし	25

表 3. 都道府県ホームページにおける補助犬に関する事業の項目の用語

補助犬育成事業	該当数
育成事業・育成事業補助金	6
給付事業・給付	4
育成貸与事業	2
衛生管理支援事業	1
補助犬健康管理助成事業	1
クラウドファンディング	1
育成・給付	1
記載なし	31

表 4. 都道府県ホームページにおける補助犬の相談窓口の記載の有無

補助犬希望の相談窓口の記載の有無	該当数
記載あり	16
記載なし	31

表 5. 都道府県ホームページにおける補助犬の相談窓口の担当先

相談窓口	該当数
都道府県の障害福祉課	8
都道府県の障害福祉課・市町村の障害福祉担当窓口の併記	3
訓練事業者	3
県障害者社会参加推進センター（都道府県の障害者団体連合会に委託）	2
都道府県の障害者団体連合会	2
盲導犬 / 都道府県の盲導犬協会	1
身体障害者更生相談所	1

※4 件は併記の内容を重複して計上